

## 第7期介護保険事業計画の検討事項（重点事項）等について

## 1 第7期介護保険事業計画の将来目標、基本理念及び基本目標について

## 《 将来目標 》

笑顔あふれる 安心して暮らせる  
 保健福祉都市をめざして  
 ～地域包括ケアシステムの深化・推進を図り  
 高齢者が安心して生活できる福祉の充実～

## 《 基本理念 》

## 理念1

介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上

## 理念2

在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築

## 理念3

保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止

## 理念4

日常生活を支援する体制の整備

## 《 基本目標 》

**目標1 健康づくりと介護予防の推進**

健康づくりと、介護を必要としない自立した生活の維持に向けて、特定健康診査や各種がん検診等を効果的に活用するとともに、一人ひとりの健康管理を支援する相談・教育事業を推進します。また、効果的な予防と自立の支援に向けて、人と人のつながりを通じて介護予防が図れる地域づくりを推進するとともに、心身の状況に合った各種介護予防事業を推進します。

**目標2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進**

活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が生きがいをもち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たせる地域づくりが重要です。

そのため、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、高齢者の支え手、世代間交流など、様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、気軽に外出できる環境整備など、高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう支援を行います。

**目標3 高齢者の自立的な暮らしの支援**

高齢者の多くが、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいます。

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、適切な介護保険サービスの提供を行います。

また、安心して在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、住環境を始めとする様々な生活支援に関する福祉サービスや介護者への支援等も必要とされるため、高齢者の生活実態や生活環境に基づいた効果的な福祉サービスの提供を行います。

**目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり**

認知症や身体機能の低下がみられる方等の増加に対応して、地域の方の見守りや手助けが一層重要となり、日常の様々な場面で、他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りではなく、分野をまたがった支援が行われる「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念に基づく地域づくり、包括的な支援体制づくりが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるためには、地域社会全体で包括的な支援体制を築く必要があり、高齢者や介護者を地域全体で切れ目なく支えていくため、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちづくりを進めます。

## 2 検討事項（重点事項）

### (1) 介護基盤の整備について（計画書P76－81）

#### ア 施設サービスについて

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院については、第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画の期間中においても、原則、新たな整備を行わないこととしています。

また、特定施設等についても、原則、新たな整備を行わないこととしています。

#### 施設サービスの整備一覧（※事業計画より抜粋）

		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
介護老人福祉施設 （大規模特別養護老人ホーム）	か所数	13	13	13
	定員数	1,300	1,320	1,320
介護老人保健施設	か所数	3	3	3
	定員数	301	301	301
介護療養型医療施設及び介護医療院	か所数	－	－	－
	定員数	－	－	－
（介護予防）特定施設入居者生活 介護（介護付き有料老人ホーム）	か所数	3	3	3
	定員数	102	102	102
軽費老人ホーム（ケアハウス）	か所数	2	2	2
	定員数	98	98	98
住宅型有料老人ホーム	か所数	1	1	1
	定員数	15	15	15

#### イ 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスについては、これまでに地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護など15のサービスを整備してきました。

このうち、「小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）」及び「看護小規模多機能型居宅介護」については、第7期介護保険事業計画において「需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、整備の必要性を検討する。」としていることから、介護サービス事業者にアンケート調査を実施し、整備の必要性等について検討します。

#### 地域密着型サービスの整備一覧（※事業計画より抜粋）

		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所数	－	－	－
夜間対応型訪問介護	か所数	－	－	－
地域密着型通所介護	か所数	9	9	9
	定員数	98	98	98
認知症対応型通所介護	か所数	1	1	1
	定員数	12	12	12
★小規模多機能型居宅介護	か所数	1	1	1
	定員数	18	18	18
認知症対応型共同生活介護	か所数	3	3	3
	定員数	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模有料老人ホーム）	か所数	－	－	－
	定員数	－	－	－
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	か所数	1	1	1
	定員数	29	29	29
★看護小規模多機能型居宅介護	か所数	－	－	－
	定員数	－	－	－

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について（計画書P49）

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、これまで介護予防給付として実施してきた訪問介護及び通所介護については、総合事業に移行しました。また、自治体ごとに従前の訪問介護及び通所介護の基準を緩和したサービスが実施できるようになったこととともに、住民主体による支援や保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスなど、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、自治体ごとに多様なサービスを提供できるようになりました。

市では、現在、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービスに加え、指定基準を緩和して実施する生活援助中心型の訪問介護（訪問型サービスA）について、事業者を指定して実施していますが、事業開始から約2年が経過し、これまでの振り返りとともに、今後の方向性について検討します。

(3) 介護人材確保に向けた取組（計画書P59）

介護保険制度の施行後、介護職員は15年間で3.3倍に増加している一方で、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、さらなる介護人材不足が懸念されており、地域包括ケアシステムを支えるその人材の確保が課題となっています。

国及び都では、介護報酬改定を通じた処遇改善の取組や無料の介護職員初任者研修を開講するなど、人材確保の取組が進められています。

市においても、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAを提供する人材の確保に向けた取組として、養成研修を実施しているところではありますが、引き続き、国や東京都、介護事業者などとそれぞれの役割の中で連携しながら、介護人材確保に向けた検討をしていく必要があります。

(4) 高齢者おむつ等給付事業の検討（計画書P64）

現在、要介護認定で要支援1から要介護5の方に対して、月額5,000円を限度に、おむつの現物給付を実施し、家族の負担軽減を図っています。

第7期介護保険事業計画においては、事業を継続して実施していくこととしていますが、「その給付額等が適正であるかなど、事業の在り方について検討していく。」としていることから、高齢者おむつ等給付事業について検討します。

### 3 その他、報告事項

(1) 地域包括支援センターの充実（計画書P75）

地域包括支援センターについては、これまで市内に2か所設置して事業を行ってきましたが、第6期あきる野市介護保険推進委員会の報告書の中で「現在の2か所から、新たに東部地域に1か所設置し、日常生活圏域の数と同じ3か所にする必要がある。」とされ、それを受け第7期介護保険事業計画において、3か所とすることとしました。

平成30年度にプロポーザル審査（実施済み）により事業者を選定し、平成31（2019）年度から3か所となります。

第7期介護保険事業計画においては、「地域の実情に合わせ、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、地域ケア会議等の取組を推進し、機能の充実を図る。」としており、その運営等については、あきる野市地域包括支援センター運営協議会で協議していきます。

(2) 低所得者への保険料軽減（計画書P109）

住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方に対して、平成27年4月から保険料の軽減を強化していますが、国が進める社会保障と税の一体改革の取組として、2019年10月1日の消費税率の引上げに合わせて、さらなる保険料の軽減強化に取り組んでいくとしています。

このことに伴い、市では、第1段階から第3段階までの所得段階について、平成31年度から、国の定める軽減幅の上限を限度に保険料の軽減を実施する予定です。

**【低所得者の第1号保険料軽減強化の完全実施に係る国の定める軽減幅の上限】**

- ・第1段階について保険料基準額に対する割合を、0.45から0.3に軽減する。  
※平成27年4月から一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減している。
- ・第2段階について保険料基準額に対する割合を、0.75から0.5に軽減する。
- ・第3段階について保険料基準額に対する割合を、0.75から0.7に軽減する。